

令和元年度 (平成 3 1 年度)

総会議案書

自：平成 3 1 年 4 月 1 日

至：令和 2 年 3 月 3 1 日

と き：令和 2 年 3 月 2 9 日 (日) 1 0 : 0 0

ところ：井野自治会公民館

井野小学校区コミュニティ運営協議会

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事

第1号議案 令和元年度事業報告並びに収支決算報告について

○ 監査報告

第2号議案 役員の改正並びに承認について

○ 会長あいさつ並びに役員紹介

第3号議案 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

- 6 議長解任
- 7 その他
- 8 閉会のことば

第1号議案

令和元年度事業報告

《役員会》

- ① 平成31年4月～令和2年3月 計12回
- ② コミュニティセンター内外の環境整備(毎月1回)
- ③ 防犯部会の校区内パトロール同行 計11回
- ④ 環境部会の井野小学校近隣の工場立ち入り検査に同行 9月9日(月)
- ⑤ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作りや昔の遊び 公民館見学 防災教育

《防犯部会》

- ① 校区内パトロール(5月～3月/11回実施)
- ② 青パト講習会 7月30日

《防災部会》

- ① 宇美町主催の防災会議に参加(5回)
- ② 自主防災組織立ち上げや避難訓練の計画立案
- ③ 井野小学校の防災教育への協力(資料提供やゲストティーチャー)

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査 9月9日(月)
- ② コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備
- ③ 井野山ふれあいハイキングで登山道の危険箇所確認

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催 43回
会場：井野小学校区コミュニティセンター
日時：毎週金曜日/午前10時～11時半
延べ参加人数 710人
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター定例会(毎月第2金曜日午前11時半～)
- ③ バスハイク(雨天のため、コミュニティセンター内で会食) 6月7日
- ④ 開校1周年記念行事 減塩食試食会(おにぎり・豚汁) 11月22日 参加者34人
- ⑤ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援(昔の遊び)

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会(通算17回)
- ② 井野山ふれあいハイキングおよび登山道危険箇所確認 11月3日 参加者27人
- ③ ほんげんぎょう(通算9回)

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行(年5回)
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

令和元年(平成31年)度 収支決算報告

自:平成31年4月 1日

至:令和 2年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要
繰越金	245,170	245,170	0	
地域コミュニティ交付金	7,985,100	8,059,650	74,550	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町より
負担金収入	0	50,000	50,000	五自治会より運動会反省会への助成金
雑収入	10	2,015	2,005	預金利息等
合計	8,430,280	8,556,835	126,555	

【支出の部】

科 目		予算額	決算額	増減	摘 要
総会費		30,000	11,234	▲ 18,766	
会議費		30,000	2,214	▲ 27,786	
事務費		50,000	23,658	▲ 26,342	事務用品、事務手数料等
活動費		200,000	13,486	▲ 186,514	バスハイク、ハイキング等
渉外費		20,000	10,000	▲ 10,000	
環境整備費		50,000	18,000	▲ 32,000	コミュニティセンター清掃、除草作業等
備品・消耗品費		30,000	19,343	▲ 10,657	
保険料		10,000	3,200	▲ 6,800	
役員 手当	役員	560,000	560,000	0	会長20万、副会長10万、会計7万 事務局7万×2名、書記5万
	部会、監事	194,000	144,000	▲ 50,000	部会長2万×6名 副部会長1万×2名、監事2千×2名
事業費	防犯部会	100,000	58,000	▲ 42,000	校区パトロール
	防災部会	20,000	0	▲ 20,000	自主防災組織の立ち上げ
	環境部会	20,000	12,197	▲ 7,803	環境美化・整備
	健康福祉部会	200,000	200,000	0	介護予防教室「フレッシュ井野」の開催
	青少年育成部会	400,000	222,891	▲ 177,109	ちいきふれあい運動会、ほんげんぎょう
	広報部会	15,000	14,682	▲ 318	コミュニティ通信発行他広報活動
自治会 交付金	井野	908,200	935,500	27,300	
	平成	1,185,800	1,244,200	58,400	
	ひばり一	758,100	751,900	▲ 6,200	
	ひばり二	1,120,700	1,110,200	▲ 10,500	
	ひばり三	1,127,000	1,124,900	▲ 2,100	
自治会 長手当	井野	203,100	210,250	7,150	
	平成	288,900	291,100	2,200	
	ひばり一	202,550	201,450	▲ 1,100	
	ひばり二	271,850	269,100	▲ 2,750	
	ひばり三	273,500	272,950	▲ 550	
雑 費		30,000	50,000	20,000	
予備費		131,580	22,786	▲ 108,794	
小 計		8,430,280	7,797,241	▲ 633,039	
繰越金		0	759,594	759,594	
合 計		8,430,280	8,556,835	126,555	

会 計 監 査 報 告

令和2年3月20日、井野小学校区コミュニティ運営協議会より提出されました、
令和元年(平成31年)度事業報告書並びに決算書の各項目につきまして詳細に
監査いたしました。

その内容は適正と認めます。

令和2年3月20日

監事 柴 戸 慎 吾 

監事 幸 田 三 季 

第2号議案

令和2年度役員(案)

役 職	所 属 自 治 会	氏 名
会 長	井 野	南里 久美
副 会 長	ひばりが丘三	井上 尚俊
事 務 局	ひばりが丘一	石田 信行
事 務 局	平 成	姫島 義治
書 記	ひばりが丘二	筒丸 敏明
会 計	井 野	南里 裕治
監 事	平 成	柴戸 慎吾
監 事	ひばりが丘二	乾 英俊
防犯部会長	井 野	斧田 廣樹
防災部会長	ひばりが丘二	筒丸 敏明
環境部会長	井 野	南里 裕治
健康部会長	ひばりが丘一	石田 信行
青少年育成部会	部会長	平 成 姫島 義治
	副部会長1 (運動会担当)	運動会実行委員会から互選
	副部会長2 (ほんげんぎょう担当)	ほんげんぎょう実行委員会から互選
広報部会長	ひばりが丘一	猪瀬 正典

第3号議案

令和2年度事業計画（案）

《役員会》

- ① 会議（毎月1回）
- ② コミュニティセンター内外の環境整備（毎月1回）
- ③ 防犯部会の校区内パトロール同行（5月～3月／11回実施）
- ④ 環境部会の井野小学校近隣の工場立ち入り検査に同行
- ⑤ 井野小学校のこどもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作りや昔の遊び 公民館見学 防災教育
- ⑥ グラウンドゴルフ大会

《防犯部会》

- ① 校区内パトロール（5月～3月／11回実施）
- ② 青パト講習会

《防災部会》

- ① 宇美町主催の防災会議等に参加
- ② 自主防災組織立ち上げや避難訓練の実施（6月7日 8時～ ラブアースの前）
- ③ 井野小学校の防災教育への協力（資料提供やゲストティーチャー）
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査
- ② コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催
会場：井野小学校区コミュニティセンター
日時：毎週金曜日／午前10時～11時半
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター定例会（毎月第2金曜日午前11時半～）
- ③ バスハイクの実施
- ④ AED講習会
- ⑤ 井野小学校の子どもたちとのふれあいや学習活動の支援（昔の遊び）

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会（通算18回） 5月31日（日）
- ② 井野山ふれあいハイキングおよび登山道危険箇所確認 11月22日（日）
- ③ ほんげんぎょう（通算10回） 令和3年1月16日（土）

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行（年5回）
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

令和2年度 収支予算(案)

自: 令和2年4月 1日
至: 令和3年3月31日

(単位: 円)

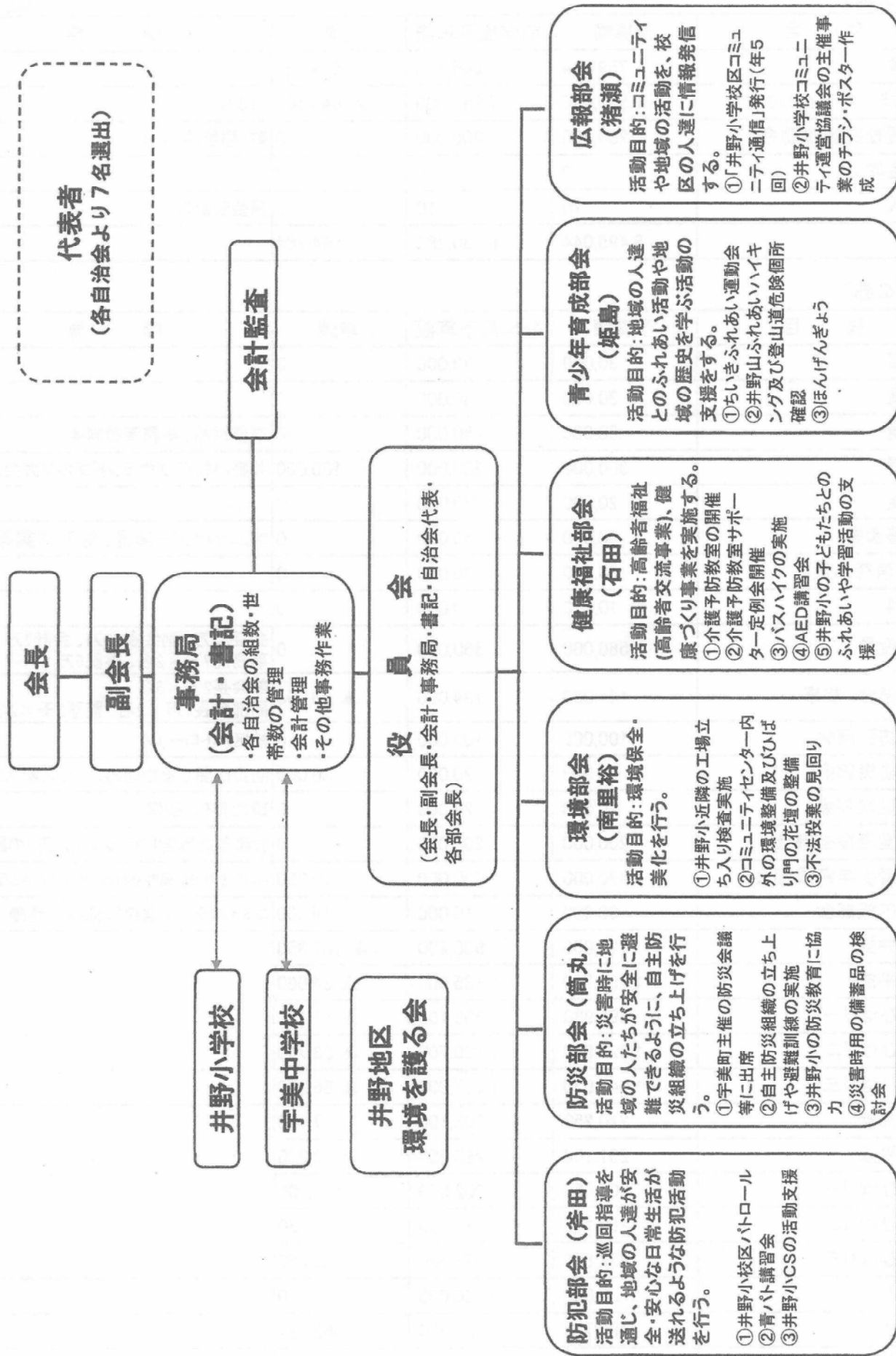
【収入の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
繰越金	759,594	245,170	514,424	
地域コミュニティ交付金	7,535,440	7,985,100	▲ 449,660	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町(福祉課)より
負担金収入	0	0	0	
雑収入	10	10	0	預金利息等
合 計	8,495,044	8,430,280	64,764	

【支出の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
総会費	30,000	30,000	0	
会議費	30,000	30,000	0	
事務費	50,000	50,000	0	事務用品、事務手数料等
活動費	300,000	200,000	100,000	井野小学校区グランドゴルフ大会、他
渉外費	20,000	20,000	0	
環境整備費	50,000	50,000	0	コミュニティセンター清掃、除草作業等
備品・消耗品費	30,000	30,000	0	
保険料	10,000	10,000	0	
役員手当				
役員	560,000	560,000	0	会長20万、副会長10万、会計7万 事務局7万×2名、書記5万
部会、監事	144,000	194,000	▲ 50,000	部会長2万×6名 副部会長1万×2名、監事2千×2名
事業費				
防犯部会	100,000	100,000	0	校区パトロール
防災部会	50,000	20,000	30,000	防災に関する取組み、グッズ購入等
環境部会	20,000	20,000	0	環境美化・整備
健康福祉部会	200,000	200,000	0	介護予防教室「フレッシュ井野」の開催
青少年育成部会	470,000	400,000	70,000	ちいきふれあい運動会31万、ほんげんぎょう16万
広報部会	30,000	15,000	15,000	コミュニティ通信発行他広報活動
自治会交付金				
井野	726,850	908,200	▲ 181,350	
平成	1,151,740	1,185,800	▲ 34,060	
ひばり一	696,930	758,100	▲ 61,170	
ひばり二	1,026,940	1,120,700	▲ 93,760	
ひばり三	1,040,030	1,127,000	▲ 86,970	
自治会長手当				
井野	210,250	203,100	7,150	
平成	291,100	288,900	2,200	
ひばり一	201,450	202,550	▲ 1,100	
ひばり二	269,100	271,850	▲ 2,750	
ひばり三	272,950	273,500	▲ 550	
雑 費	30,000	30,000	0	
予備費	483,704	131,580	352,124	
小 計	8,495,044	8,430,280	64,764	
繰越金	0	0	0	
合 計	8,495,044	8,430,280	64,764	

令和2年度 井野小学校区コミュニティ運営協議会組織図(案)



井野小学校区コミュニティ運営協議会 規約

井野小学校区コミュニティ運営協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規約は、井野小学校区コミュニティ運営協議会の円滑な運営を図る為の基準となる事項を定める。

2 井野小学校区内における共通の課題の解決を図り、活力ある校区づくりを目的とする。

(名称及び運営)

第2条 この会は、「井野小学校区コミュニティ運営協議会」(以下「本会」という)と称し、事務局を井野小学校区内(糟屋郡宇美町大字井野419番地9)に置く。

(本会の構成)

第3条 本会は、井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 井野小学校区合同運動会及び、ほんげんぎょうに関すること。
- (2) 校区内の課題解決に向けての協議に関すること。
- (3) 校区内の構成団体の活性化に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 役員

(役員構成)

第5条 本会の役員は、校区内自治会長等で構成し、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 事務局 | 2名 |
| (5) 書 記 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |
| (7) 顧 問 | 井野小学校長とする |
| (8) 部会長 | 各1名 |

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を召集し、かつ会議の議長となり、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の財務を管理する。
- (4) 事務局長は、本会の事務運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、総会にて報告をする。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関し意見を述べることができる。
- (7) 部会長は、部会を召集し、本会の行う各種行事を協議し運営にあたる。

(役員等の選出)

第7条 会長、副会長、会計、事務局、書記は、自治会加入者の中から互選とする。

2 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。

3 顧問は、井野小学校長とする。

4 部会長は、各部会の代表者の中から互選とする。

(役員の任期)

第8条 会長、副会長、会計、事務局、書記、監事の任期は2年とし、その他の役員は任期を1年とする。但し再任は妨げない。

(役員の報酬)

第9条 役員への報酬は総会で決定する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長が召集し、議長はその総会において、役員以外の出席者の中から選出する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年4月中に開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代表者の3分の1以上の請求があったとき、並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員の選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他、本会の運営に関すること。

3 総会は、各自治会代表7名で構成し、組織する。

4 総会は、代表者の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

5 決議は、出席した代表者（委任状を含む）の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、書記、自治会代表、各部会長をもって組織し、定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要した会務の執行に関する事項

(4) 本会の運営に関する事項

(部会)

第12条 会長は、第1条に規定する事項について、防犯部会、防災部会、環境部会、健康福祉部会、青少年育成部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

2 部会員は、各自治会の構成団体からの選出及び本会が募集した者をもって構成する。

3 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が召集する。

5 部会は、発生した地域課題について審議し決定した事項を推進する。

6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選出する。

7 「井野小学校区合同運動会」及び「ほんげんぎょう」の実行委員は、各自治会より各4名を選出する。

第4章 運営費

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(規約の改正)

第15条 本規約を改正するときには、総会において審議し、同意を得なければならない。

(細則)

第16条 役員会が必要と認めるときには、別に細則を設けることができる。

《 附則 》

- 1 この規約は平成27年9月1日から施行する。
- 2 この規約は平成28年5月1日から施行する。
- 3 この規約は平成29年4月2日から施行する。
- 4 この規約は平成31年4月7日から施行する。

井野小学校区コミュニティセンター使用規定

井野小学校区コミュニティセンター使用規定

第1条 井野小校区コミュニティセンター（以下『コミュニティセンター』と称す。）の使用に際しては、この規定の定めるところによる。

第2条 コミュニティセンターを使用する場合は、使用前に井野小学校区コミュニティ運営協議会（以下『井野小校区コミ』と称す。）の会長に申し出て、「井野小学校区コミュニティセンター使用申込書」（様式1）を提出し、その許可を得なければならない。また、コミュニティセンターの鍵は、井野小校区コミの会長に借用、返還とする。ただし、井野小学校関係者の場合は、井野小学校校長に借用、返還をしてもよい。

第3条 井野小校区コミの会長は、次の事項に該当し、また該当するおそれがある場合は、使用を許可しない場合がある。

- (1) コミュニティセンターの施設、設備を破損するなど管理上支障があるとき。
- (2) コミュニティセンターの目的に照らし、不適当な理由（公安、風俗、宗教、営利、政治の他公益に反するとき）があるとき。

第4条 コミュニティセンターの利用者が、コミュニティセンターの施設、設備を滅失または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第5条 コミュニティセンターの使用時間は、原則として、午前8時30分から午後10時までとする。しかし、井野小コミ会長が認める場合は、延長することができる。

第6条 コミュニティセンターの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電気・ガス・水道の点検節約
- (2) 備品の整理、整頓
- (3) 掃除と施錠
- (4) 「井野小学校区コミュニティセンター使用報告書」（様式2）の記入
- (5) 使用済後、直ちに鍵の返納

第7条 前条の規定に違反した場合は、コミュニティセンターの使用を禁止することがある。

第8条 コミュニティセンターの備品は、貸し出しを禁止する。

井野小学校区コミュニティセンター使用申込書

年 月 日

井野小校区コミュニティ会長 殿

使用団体名				
使用目的 (用 件)				
使用期日	年	月	日	曜日
使用時間	時	分	～	時 分
使用責任者	氏名 :			
	住所 :			
	電話 :			
人 数				
火器使用	有	・	無	
空調使用	有	・	無	

※使用者は、次の各項を厳守してください。

- 1 電気・ガス・水道の点検・節約と消火
- 2 備品の整理、整頓
- 3 掃除と施錠（ゴミは、使用者が持ち帰る。鍵は、施錠後直ちに返すこと。）
- 4 使用簿の記入

井野小学校区コミュニティセンター使用報告書

年 月 日

井野小校区コミュニティ会長 殿

次のとおり利用するとともに、整理整頓等について確認しましたので報告します。

使用団体名	
使用目的 (用 件)	
使用期日	年 月 日 曜日
使用時間	時 分 ～ 時 分
使用責任者	氏名 :
	住所 :
	電話 :
人 数	
火器使用	有 ・ 無
空調使用	有 ・ 無

※使用者は、次の各項を確認して☑チェックを入れて下さい。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ☐ 電気 | ☐ 備品の整理・整頓 |
| ☐ ガス | ☐ 使用簿の記入 |
| ☐ 水道の点検 | |
| ☐ トイレの点検（掃除、窓、照明） | |
| ☐ ゴミの始末（使用者が持ち帰る。） | |
| ☐ 掃除 | |

